

2007年10月26日（金） 司法書士による 「クレディア問題緊急110番」を実施します

京都司法書士会

会長 中川 馨

平成19年9月14日、東証一部上場の消費者金融「株式会社クレディア」（本社 静岡県静岡市）が、東京地方裁判所に民事再生手続の開始を申し立て、同年9月21日に再生手続開始の決定がなされました（事件名 平成19年（再）第169号再生手続開始申立事件）。

クレディアの利用者は「債務者」ですが、所謂「グレーゾーン金利」での過払い返済状態にある「債務者」は、今回の民事再生手続の中で「債権者」になる可能性があります。消費者金融の多くは、利用者にグレーゾーン金利で貸してきましたが、近年の判例に照らして再計算すると、ほとんどの場合、グレーゾーン金利は無効であり、クレディアについても同様に推定されます。長期間にわたりクレディアと取引してきた利用者のほとんどは、返済金利の過払い状態にあると推定されます。

しかし、クレディア民事再生手続で、債権者は**11月26日**までに届け出ないと、この手続から除外され、事実上、過払い金の返済を受けることができなくなってしまいます。そして、利用者のほとんどは、司法書士など法律家に相談しない限り、自らが上記の状態にあることを認識できないのが実情です。

約20万人と推定されている同社利用者（京都府内にも約1000名の利用者が存するとみられています。）の間には大きな不安や混乱が広がっており、京都司法書士会では、下記の通り、無料相談会を実施することとしました。

◆日時：2007年10月26日（金）10：00～16：00

◆場所：京都司法書士会館（京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232-1）

◆相談方法：電話相談・面談相談（いずれも予約不要）

◆電話番号：075-211-0951（当日相談時間帯のみ）

◆相談料：無料

◆主催：京都司法書士会

◆予想される相談例：民事再生手続や利息制限法について、債権譲渡通知について、債務整理手続や司法書士に依頼した場合の費用について、信用情報機関への登録についてなど

司法書士はこれまでも多重債務の「現場」に関わる法律家として、この問題への法律家関与の必要性を痛感し、司法書士会としても相談窓口の整備に努め、消費者保護法制全般について検討して提言を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。今後も「市民に身近な法律家」として市民の権利保護に努めます。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

京都司法書士会 事務局 TEL 075-241-2666 FAX 075-222-0466

担当相談事業部長 山口 基樹 TEL 0774-72-1366 FAX 0774-72-8268